

第 22 期第 6 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 7 年 5 月 20 日 (火) 午後 1 時 55 分から午後 2 時 40 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階 「議会第 8 会議室」

議 題

1 協議事項

- (1) 令和 6 年度増殖実績及び令和 7 年度目標増殖量等について
(相模川漁連、湯河原観光漁協) (資料 1-1 ~ 1-3)

2 報告事項

- (1) 令和 7 年のアユの遡上状況について (資料 2-1、2-2)
(2) 内共第 12 号第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可について (資料 3)
(3) 酒匂川及び早川河口域におけるあゆの採捕禁止に係る海区漁業調整委員会指示の公報登載について (資料 4)

3 その他

- (1) 令和 7 年 8 月の委員会開催日程について
(2) その他

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 小島 善光、濁川 謙二、萩原 季、平田 英二、細川 孝
遊漁者委員 伊藤 義明、長塚 徳男
学識経験委員 井貫 晴介、内田 和男、津谷 信一郎
- ・ 事務局 原事務局長、広瀬事務局長代理、竹村主事、河野主事
- ・ 県水産課 小川担当課長、仲手川 GL、加藤(大)技師

議 事

原事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。本日は10名中10名の委員の御出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしくお願いたします。

議 長

ただいまから第6回の委員会を開会いたします。

(井貫会長)

本日の議題ですが、協議事項が1件、報告事項が3件と、その他となっております。

議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。小島委員、内田委員、よろしくお願いたします。

両委員

(了 承)

議 長

それでは議事に入ります。まず協議事項(1)「令和6年度増殖実績及び令和7年度目標増殖量等について(相模川漁連、湯河原観光漁協)」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事) 河野主事

【資料1に基づき説明】

議 長

それでは最初に、相模川漁連の内共1号、2号及び18号の令和6年度の増殖実績と、令和7年度の目標増殖量案について、御質問、御意見等ありましたらお願いたします。

津谷委員

あゆの産卵場の造成のところなのですが、随分面積が減っているのは、適地が少なかったためという理由なのですが、もう少し詳しく御説明いただけませんかでしょうか。

事) 河野主事

内水面試験場の指導も受けつつ、産卵場の造成を行っていただいたのですが、産卵場に適した場所で造成するということが最終的にはこの面積になったというお話を伺っています。

津谷委員

例えばこういった産卵場を、こういった場所で造成しようと予定していたのだけれども、それが何か特別な理由があって、できなくなったというようなことなのでしょうか。

事) 河野主事

そういったお話は伺っていません。

内田委員

関連してなのですが、前年度は目標の2か所、19,000㎡を造成したのですよね。それができなくなったというのは、河川環境が変わったのですか。それとも、前年度にも造成していたけれども、内水面試験場の指導を受けて、このようなところではよくないということでやめてしまったのか。その辺が今の御質問の中で具体的に分かれば、今後の対策をどうするのか。

次年度は1か所だけになるのですよね。2か所造成するのでしょうか。

事) 河野主事 目標が変わるのがあゆの放流の方になりまして、産卵場造成の方は同じ2か所で同じ面積を目標にしています。

内田委員 やはりなぜ不適だったのかという理由が欲しいですよね。恒久的になのか、たまたまだったのか。

水) 小川担当課長 内水面試験場にいた時に、そういった指導をやっていましたので、補足させていただきます。

去年の産卵場は、少々浅くて石がごつごつしているところが多いのと、どうも深いところで産んでいたというのがありました。重機を入れなければいけないので、人が入ることができるところ、それからそういった作業がしやすいところということで選定をしていって、人を集めてやるということになるのですが、去年の場合は、色々と内部の調整もあったと思うのですけれども、いざ作業しようとした時にこの面積しかできなかったというような状況です。

内水面試験場も当然そこには立ち会っておりますので、ここがよい、悪いという話はさせていただいていますから、また次年度に向けて、もう少し早く指導する形になるのではないかと思いますけれども、なるべく多く、それからよりよい場所というのを指導して、産卵場を造成できるように試験場も取り組んでいこうと考えております。

内田委員 運用の結果ということですかね。

水) 小川担当課長 そうですね。やはり現場対応というところもありますので、予定していてもある程度自然のものですから、なかなか思ったようにできないということもありますので。

内田委員 少し増水したら入れなくなるということもありますよね。

水) 小川担当課長 はい。そういうこともありますので、早め早めに適地を指導しながら、産みやすいところにやらないとあまり意味がないわけで、掘ればよいということではないですから、そこは見た上でやっていきたいと思います。以上です。

濁川委員 今回の産卵場の件なのですけれども、卵を産んで、それがなるべく海にすんなり戻れるような場所、水道設備の方に吸い込まれないようなところを選んでやっております。それと、今言われたように、天候に左右されてしまいますので、前の日に雨が降ったといったようなことがありますと、川の中に入って作業しますので危ないということで、水量に合わせて、臨機応変にやっていっております。

水) 小川担当課長 もう1点補足をさせていただきます。

産卵場造成したところだけではなく、自然の河川の流域でも、状況がよいところでは卵を産んでいます。どういうところで産んでいるのかという、天然の産卵場の評価というのも内水面試験場で行っております。要は、1か所しか造成しなかったら、相模川に産卵場が1か所しかないということではなく、何か所も当然あるのですけれども、今回漁連さんが造成したのがこの面積で、その他のところでも、あゆの産卵は確認されているということは補足させていただきたいと思います。以上です。

議長 他に何かございますか。

長塚委員 あゆの産卵場なのですが、実際に造成したところで産んでいるのでしょうか。

水) 小川担当課長 産んでいたはずです。あゆが卵を産みやすい条件というのが、ちょうどよい大きさの石が出ていて、砂があまり被っていないというようなところですので、掘り返して砂をうまく流してあげて、産みやすい条件を作れば、とにかく魚がいれば、時期によっては産んでいくというようなこともあります。掘って状況が良くなれば、直ちに集まってきて産むというようなこともあります。成果は当然出ていると思います。

濁川委員 いいですか。

議長 はい、どうぞ。

濁川委員 あゆの産卵場を作り終わりました30分もしないうちに、あゆが来て産卵を始めております。その時に中に入ってみるわけにはいかないのですが、卵を産んでいるという報告を受けております。30分もすると、カワウも集まって参ります。以上です。

議長 ありがとうございます。他に何かございますか。

内田委員 関連して、これは内水面試験場の方だと思うのですが、産卵場調査というのは今やられているのですか。

水) 小川担当課長 やっています。

内田委員 産着卵の数を数えたりする中で、人工的に改良した場所の産卵量も出ているので、どれぐらい寄与しているかというポテンシャルについては、おそらく試験場は出そうと思えば出せる状況かもしれませんね。

水) 小川担当課長 皆さん御存じとは思いますが、あえて説明をすると、あゆの卵というのは粘着性があり、石に付きます。海の魚だと卵が浮遊してどこかへ行ってしまいうのですけれども、あゆの卵は、そこに産んだかどうかというのが、後で石をひっくり返すとわかるのですね。そのため、産卵場を造成した後に、研究

員が入って、実際に調査をしていけば、実際に産んでいるのか、産んでいないのかというのは事後に確認できます。そこにどのくらいの卵の密度があるのか等を見れば、よかったのか悪かったのかという検証ができるということになりますので、そこを評価、検証して、よかったのか、よくなければ次どうすればよいのかということ、試験場の方でもフォローをしているという形になります。以上です。

内田委員

滋賀県等では、造成した場所や人工産卵場に親が上がってきてそこに卵を産むのですね。そして、ポテンシャルとして、天然の産卵場等と比べてどれくらい寄与しているのかというのが出せるのです。ですから、将来的に、実際に造成した場所が、川の中の産卵ポテンシャルのうち、どれくらいの比率なのか分かるようになれば、どれくらいコストをかけてやる意味があるのか等、色々な意味で漁協さんの負担も軽減できるのではないかという気がします。

とにかく造成して泥を剥いでしまえば、もともと産卵場だったところは、よい産卵場に戻りますので、おそらくそういう効果も期待できると思います。全体の量的なことは、やはり川全体を試験場にしっかりと見てもらって、評価してもらおうというのがよいのではないかと思います。

濁川委員
議長

わかりました。

他に何かございますか。ないようでしたら、相模川漁連の内共1号、2号及び18号の令和6年度の増殖実績を了承して、令和7年度の目標増殖量については、原案どおり決定することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同
議長

(了 承)

それではそのように決定いたします。

続いて湯河原観光漁協の内共第6号の6年度の増殖実績と、7年度の目標増殖量案について、御質問、御意見等ございますでしょうか。

津谷委員

やまめなのですけれども、目標増殖量が100kgで実績が40kgで、令和7年度の目標が100kgとなっていて、実績が減った理由が、釣り人が減少したということなのですが、目標の半分以下に実績が減ってしまっているの、人数でどれくらい釣り人が減ってしまったのかというのを教えていただきたいのと、また、令和7年度の目標が100kgとなっているのですが、釣り人が増えるような特別な施策というのはあるのでしょうか。

事) 河野主事

申し訳ありません。釣り人の人数については把握できておりませんが、今後の取組としては、町の観光課及び観光協会の協力によって、千歳川あゆ釣り

りの紹介をしてもらう等の釣り人へのPR活動ですとか、内水面協同組合の協力によりイベントの実施等を計画していると伺っております。

議長 他に何かございますか。今年の実績はどうか。何か情報ありますでしょうか。

仲手川GL 水産課です。昨年と一昨年はかなり量が少なかったのですが、今年にはそれに比較すると多い量でした。今年度は250万7,000尾です。昨年度が9万4,000尾、その前の令和5年度が119万2,000尾でした。

議長 ありがとうございます。

濁川委員 あゆの遡上に関しては、例年どおり天然ものが遡上していると思います。以上です。

議長 ありがとうございます。

伊藤委員 最初に戻るのですが、釣り人の減少というのは、あゆの遊漁者も含めた全体的な減少の影響で、やまめの放流量が減ると解釈してよろしいでしょうか。

長塚委員 あゆは減っていると思います。おとり屋が無いので、違う川から持ってこなければならないというリスクがあります。遊漁券を売っているところも多くないので、そういうところが難しいですね。

伊藤委員 そうなのですね。河川規模もそれほど大きくはないこともあるかもしれませんね。わかりました。

議長 何かありますか。

事) 河野主事 あゆを含め、釣り人が大きく減少していると伺っております。

伊藤委員 わかりました。ありがとうございます。

議長 他に何かございますか。ないようでしたら、湯河原観光漁協の内共第6号の6年度の増殖実績を了承して、7年度の目標増殖量については、原案どおり決定するという事としたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同 (了 承)

議長 ではそのように決定いたします。

議長 なお資料1-3の案のとおり公示するという事で、お願いしたいと思います。

議長 続いて報告事項(1)「令和7年のアユの遡上状況について」を議題としますので、説明をお願いいたします。

事) 河野主事 【資料2に基づき説明】

議長 アユの遡上状況について説明がありましたが、何か御質問がありましたらお願いいたします。

長塚委員
事) 河野主事
長塚委員
議 長
長塚委員
議 長

多摩川の定置網というのはどの辺でやっているのでしょうか。
多摩川のガス橋上流約 500m の地点に定置網を設置しているそうです。
おそらく二子玉川ですね。
よろしいですか。
はい。わかりました。
他に何かございますか。
ないようでしたら、今年はよさそうだということで、報告を了承したいと思えます。

それでは続きまして、報告事項(2)の「内共第12号第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可について」を議題としますので、説明をお願いします。

事) 河野主事
議 長

【資料3に基づき説明】

質問はないようですね。

それでは続きまして、報告事項(3)「酒匂川及び早川河口域におけるあゆの採捕禁止に係る海区漁業調整委員会指示の公報掲載について」を議題としますので説明をお願いします。

事) 竹村主事
議 長

【資料4に基づき説明】

この件について何か御質問等ありますでしょうか。

よろしいですね。それでは、報告を了承したいと思います。

以上で議題は全て終了いたしました。委員の皆様から何かありましたらお願いします。

内田委員

よろしいですか。少し細かい内容ですが、先程の海での稚あゆの採捕の禁止というのは、河川ごとにやっているのでしょうか。海域は、遡上時期には完全に禁止です。それで、河口汽水域の辺りについては、河川ごとにとということなのでしょうか。

事) 竹村主事

事務局の竹村より回答させていただきます。委員会指示としまして、早川と酒匂川でそれぞれ別の委員会指示ということで出しております。区域というのが、委員会指示の図を見ていただくと、基点A、基点Bと書いてあると思うのですが、この基点A、基点Bというのが、内水面の漁業権の基点となっております。例えば委員会指示第1号の酒匂川の方では、この基点A、基点Bから上流が酒匂川漁協さんの漁業権の区域ということになっております。海の漁業権につきましては、最大高潮時海岸線という表記がされているので、厳密にどの点というところまでは漁業権の内容としては書かれていないのですが、従前の運用として、この基点A、基点Bという

ところより上流が内水面の漁業権なので、そちらについては、内水面の委員会指示が及ぶ範囲で、それより海側については、海の委員会指示が及ぶ範囲というふうに運用しております。

内田委員 河川ごとに、河口からの距離も違いますし、それぞれの川ごとにやられているという理解でよいですね。

事) 竹村主事 そうですね。このような委員会指示を発動しているのが酒匂川と早川だけになるのですけれども、河川ごとに運用しているということになります。回答になっておりますでしょうか。

内田委員 はい。

議長 他に何かございますか。

水) 小川担当課長 補足します。あゆの解禁が6月1日で、解禁後は、通常、漁業権がある河川では遊漁料を取れるのです。酒匂川も早川もです。ただし、酒匂川と早川の海と川の境界が橋のところなので、かなり上流なのです。例えば早川では河口域から早川橋のところまで、完全に川なのですけれども、遊漁料は取れないのです。

そこで、釣り人が入って行って釣られてしまうと、川の漁業権に影響するため、海面扱いなので、海面の方の委員会指示をかけて、そこであゆの採捕を禁止しようということなので、早川と酒匂川の漁業権がある河川について、この委員会指示をかけています。

相模川は大きい河川で、下の方ではあゆ釣りはできませんので、特に委員会指示はないのですけれども、早川と酒匂川に行くところなのですが、見た目は川なのですが海面扱いなので、遊漁料が取れないのです。そのため、そこに委員会指示をかけているという構造です。以上です。

内田委員 わかりました。物理的なものだけではなく、運用の話ということですね。

議長 水産課、事務局から何かありますか。

水) 加藤技師 水産課の加藤です。前回の委員会で回答しきれなかった点があるので、補足説明いたします。

議長 はい。お願いします。

水) 加藤技師 前回、酒匂川漁協及び早川河川漁協の遊漁規則変更認可に係る説明の際に、遊漁料算定について、資料を配付して、放流に必要な経費については、遊漁者と組合員のそれぞれの利用程度に応じて按分すると御説明したところなのですが、その具体的な数値について、質問がございましたので回答いたします。

今回の計算で用いた数値について、酒匂川では、遊漁者は、あゆ、やまめ

等を、1人1日あたり1.05kg釣獲するとして計算しました。年券と組合員については、これが10日分ということで、概ね10を掛けた数字になっております。これは平成11年の数字を引き続き用いております。

次に、早川ですが、こちらは、遊漁者が、あゆ、やまめ等を、1人1日あたり1.65kg釣獲するとして計算しています。年券は10日分で計算して、組合員についても大体10日分に相当する22kgを、数値として用いています。こちらは平成15年度の免許時の数値を引き続き利用しています。補足説明は以上です。

議長

よろしいですか。

津谷委員

組合員の方は10日分を掛けているのですか。

水)加藤技師

そうですね。酒匂川については10日を掛けたものを使用しております。

津谷委員

この10日というのは何か根拠があるのですか。

水)加藤技師

当時の実態調査をもとにしています。

水)小川担当課長

補足させていただきます。この数字は実態調査がベースになっています。水産業協同組合法上は、内水面の組合員は、準備行為も含めて年間30日というのが正組合員の条件になっておりますけれども、釣れたり釣れなかったりというのもありますので、実態ベースで10日として計算をして、遊漁者の利用との按分をして、遊漁料を算定しているということになります。以上です。

議長

よろしいでしょうか。他に何かございますか。

ないようでしたら、本日の委員会はこれで終了したいと思います。次回は6月17日火曜日14時からの開催予定になっておりますので、よろしくお願いいたします。